

永平寺町職員退職手当審査会運営規則を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第35号

永平寺町職員退職手当審査会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、退職手当の支給制限等の処分に係る懲戒免職等処分を受けるべき行為(福井県市町総合事務組合退職手当支給条例(昭和37年福退条例第1号)(以下「退職手当条例」という。)第19条の2第2項第2号に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をいう。以下この規則において同じ。)及びその他退職手当の支給制限等の処分に関する必要な事項について調査審議するため、附属機関設置条例(令和元年条例第13号)第2条に規定する職員退職手当審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、町長の諮問に応じ、職員の退職手当の支給制限等の処分に係る懲戒免職等処分を受けるべき行為その他退職手当の支給制限等の処分に関する必要な事項について調査審議を行うものとする。

(委員の構成)

第3条 審査会の委員の定数は3名とする。

- 2 審査会に、特別の事項を調査審議させるための必要があるときは、臨時委員会を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、審査会の権限に属する事項に関し構成な判断をすることができ、かつ、学識経験のある者のうちから、必要の都度町長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員及び臨時委員の任期はその者の任命に係る当該退職者手当の支給制限等の処分又は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、審査会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、町長が招集する。

- 2 会長は、町長から諮問があったとき又は委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以

上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

3 会長は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 審査会の行う調査審議の手續及びその会議録は、公開しないものとする。
(委員の除斥)

第6条 会長、副会長及び委員並びに臨時委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、審査会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。
(意見の陳述)

第7条 審査会は、退職手当条例第19条の3第2項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は町長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知り得た事実の陳述又は鑑定を求めることができる。
(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
(関係機関への協力依頼)

第10条 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の余分に係る事件に関し、関係機関に対し、知りようの提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
(会議録)

第11条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。
(意見書等の提出)

第12条 審査会は、調査審議した結果、必要があると認めるときは、第2条に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。
(守秘義務)

第13条 委員及び臨時委員並びに第9条の規定により会議に出席した者は、審査の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
(庶務)

第14条 審査会の庶務は、永平寺町役場総務課において処理する。
(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。